

温泉ソムリエ サポートーズ倶楽部 会員規約

(名称)

第1条 本会は、「温泉ソムリエ サポートーズ倶楽部」とし、略称は「温泉ソムリエ倶楽部」と称する。

(目的)

第2条 本会は、温泉ソムリエ協会が主催または共催、協力する諸活動の運営に無償で貢献し、催される行事を事故無く成功させることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 温泉ソムリエ協会各種セミナー運営業務
- (2) 温泉ソムリエ認定者による懇親活動
- (3) その他目的を達成するための活動

(事務所)

第4条 本会の事務所は、東京都大田区（温泉百貨店）に置く。

(会員)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 事務局長 1名

(選出の方法)

第7条 本会役員については、会長より指名する。

(職務分掌)

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 事務局長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第9条 本会役員の任期は設けず、必要に応じて会長が決定する。

(退会)

第10条 会員は事務担当者に退会の旨を連絡することにより自由に会を退くことができる。
また、会長は会員に通告することなく会員をいつでも除名できる。

(会計年度)

第11条 本会は金銭の取り扱いは行わないため設けない。

(賠償責任)

第12条 本会は、会員のあらゆる損害について、法令で規定される場合を除き、それらの損害が契約、厳格責任、不法行為、またはその他の責任論理に基づくものであるかに関わりなく、また、それらの損害が発生する可能性について本会に対して直接の通知またはみなし通知があったか否かに関わりなく、いかなる場合も責任を問われないものとします。

(その他)

第13条 会長の裁量により会則を自由に変更でき、この規約に定めるもののほか、必要により細則を定めることができる。

(付則)

この規約は、平成28年5月1日から実施する。